

令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、八戸港国際物流拠点化推進協議会が、八戸港におけるコンテナ輸出入に要する経費の一部を補助することにより、地域における貿易活動の拡大に寄与するとともに、八戸港コンテナ航路（以下「航路」という。）の更なる利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「新規利用荷主」とは、日本国内に事業所を有し、かつ、船荷証券に記載されている輸出入者又は船荷証券に記載のない最終荷主等であって、補助対象期間と同期間の過去2年間に、八戸港でのコンテナ航路における取引がなく、補助対象期間における取扱量が1 TEU 以上である者をいう。

2 この要領において「シフト貨物取扱荷主」とは、日本国内に事業所を有し、かつ、船荷証券に記載されている輸出入者又は船荷証券に記載のない最終荷主等であって、補助対象期間における八戸港での取扱量を前年同期比で増加させ、かつ、前年他港を利用した貨物を八戸港利用に切り替えた（但し、同一品目に限る。）者をいう。

(補助対象)

第3条 補助金は、新規利用荷主又はシフト貨物取扱荷主が、補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）に航路を利用して輸出入を行う場合、各号に掲げる輸出入貨物に対して交付するものとする。

(1) 新規利用荷主 補助対象期間における輸出入貨物

(2) シフト貨物取扱荷主 補助対象期間において、前年同期比で増加させた輸出入貨物のうち、前年他港を利用した分を八戸港利用に切り替えた輸出入貨物（但し、同一品目に限る。）

2 補助対象となる輸出入貨物がリーファーコンテナである場合は、その取扱量に応じ、補助金の額として上乗せした額（以下「リーファーコンテナ加算」という。）を交付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、輸出入貨物が小口混載貨物の場合は補助の対象としない。

4 補助対象期間は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 新規利用荷主は、当年取扱量について、1 TEU 当たり 20,000 円とする。

(2) シフト貨物取扱荷主は、前年同期比で増加させた取扱量のうち前年他港を利用した分を八戸港へ切り替えた取扱量について、1 TEU 当たり 20,000 円とする。

- 2 リーファーコンテナ加算の額は、1TEU 当たり 2,500 円とする。
- 3 1 荷主当たりの補助限度額は 2,250,000 円（リーファーコンテナ加算を含む。）とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、補助金の交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で補助金額を決定し、交付するものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする荷主（以下「申請者」という。）は、補助事業を計画したときは、令和6年11月29日までに必要書類を添えて、次の各号に掲げる書類を会長に提出するものとする。

- (1) 交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 事業計画（実績）書（別記第2号様式）
- (3) 申請者が船荷証券に記載のない最終荷主等のときには、補助金申請者に係る確認書（別記第3号様式）
- (4) 貨物照会承諾書（別記第4号様式）
※第2号様式に添付。ただし船荷証券(B/L)を添付している場合は不要。
- (5) その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 会長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付が適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、申請者に交付決定通知書（別記第5号様式）により通知する。

（交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（ただし、補助金の額の増加を伴わず、第2条第1項に規定するそれぞれの事業ごとの計画取扱量について30パーセント以内の増減を生ずる変更を除く。）をする場合は、速やかに事業変更（中止・廃止）申請書（別記第6号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事業変更（中止・廃止）申請書（別記第6号様式）を会長に提出してその承認を受けること。
- 2 会長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を精査し、変更等をしたときは、変更（中止・廃止）承認通知書（別記第7号様式）により申請者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、第5条の規定による補助金の交付の決定の内容又は前条の規定により付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過する日までに、書面により申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の

交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び補助金の請求)

第9条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和7年1月20日のいずれか早い期日までに、以下の必要書類を添えて会長に提出するものとする。

- (1) 事業完了（廃止）実績報告書兼補助金請求書（別記第8号様式）
- (2) 事業計画（実績）書（別記第2号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の審査)

第10条 会長は、第6条の交付決定及び第11条の補助金の額の確定における審査の過程において、提出された書類のみで補助要件等を満たしているか確認できない場合は、新規・シフト貨物利用促進事業費補助金に係る取扱貨物量の確認について（照会）（別記第9号様式）により海運貨物取扱業者等関係者に照会することができる。

(補助金の額の確定及び交付)

第11条 会長は、第9条の実績報告書兼補助金請求書を受理したときは、報告内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（別記第10号様式）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 会長は、虚偽の申請若しくは不正行為があると認められた場合又は交付決定の内容及びこれに付けた条件その他法令等に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 会長は、第1項の取消しをした場合には、速やかにその内容を申請者に通知する。

(補助金等の返還)

第13条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を請求するものとする。

(加算金)

第14条 申請者は、第12条第1項の規定による取消しに関し、第13条の規定により補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合に

おけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を会長に納付しなければならない。

(延滞金)

第 15 条 申請者は、補助金の返還を請求され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を会長に納付しなければならない。

(帳簿の保存)

第 16 条 申請者は、補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを当該事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から実施する。

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金交付申請書

令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金交付要領第4条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

交付申請補助金額 金 _____ 円

添付書類

- （1）事業計画書（別記第2号様式）
- （2）補助金申請者に係る確認書（別記第3号様式）
- （3）その他会長が必要と認める書類

担当者 部署名 氏 名 連絡先（電話・Eメール）

提出日を記載してください。

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業補助金交付申請書

令和5年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業補助金交付要領第4条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

交付申請補助金額

金 円

第2号様式（新規またはシフト）の合計額を記載してください。

添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 補助金申請者に係る確認書（別記第3号様式）
- (3) その他会長が必要と認める書類

担当者
部署名
氏 名
連絡先（電話・Eメール）

別記第2号様式の1(第5、9条関係)

新規・シフト貨物利用促進事業費補助金(新規利用荷主用)

事業計画(実績)書

(1)今年(2024年)の八戸港利用見込(実績)

区分	2024年1~6月 実績	2024年7~12月 見込(実績)	2024年取扱量合計	
	2024年	輸出	輸出	輸出計
輸入		輸入	輸入計	
				a (TEU)

(2)上記貨物(a)のうち、リーファー利用貨物の八戸港利用見込(実績)

区分	2024年1~6月 実績	2024年7~12月 見込(実績)	2024年リーファー取扱量合計	
	2024年 リーファー取扱量	輸出入	輸出入	b

(3)補助金額算定

a	2024年取扱量	× 20,000円	=	①	-	円 (上限200万円)
b	リーファー取扱量	× 2,500円	=	②	-	円 (上限25万円)
補助金額合計 ①+②					-	円 (上限225万円)

(添付書類)

実績報告内訳明細書(別紙様式)

B/L等の写し(本年実績分)

B/L等の写しを添付出来ない場合、貨物照会承諾書(別記第4号様式)

記入例

新規・シフト貨物利用促進事業費補助金(新規利用荷主用)

赤枠部分を入力すると自動計算され、(3)補助金額算定が表示

事業計画(実績)書

(1) 今年(2024年)の八戸港利用見込(実績)

区分	2024年1~6月 実績	2024年7~12月 見込(実績)	2024年取扱量合計	
	2024年取扱量	輸出	輸出	輸出計
1		2	3	
輸入		輸入	輸入計	a 10 (TEU)
3		4	7	

(2) 上記貨物(a)のうち、リーファー利用貨物の八戸港利用見込(実績)

区分	2024年1~6月 実績	2024年7~12月 見込(実績)	2024年リーファー取扱量合計	
	2024年取扱量	輸出入	輸出入	輸出入合計(上限100TEU)
2		4	b	6 (TEU)

(3) 補助金額算定

a	2024年年取扱量	10	× 20,000円	=	①	200,000	円(上限200万円)
b	リーファー取扱量	6	× 2,500円	=	②	15,000	円(上限25万円)
補助金額合計 ①+②						215,000	円(上限225万円)

交付申請書に記載する金額

- (添付書類)
- 実績報告内訳明細書(別紙様式)
 - B/L等の写し(本年実績分)
 - B/L等の写しを添付出来ない場合、貨物照会承諾書(別記第4号様式)

新規・シフト貨物利用促進事業費補助金(シフト貨物取扱荷主用)

事業計画(実績)書

(1) 2023年他港利用実績

2023年他港取扱量合計	
a	(TEU)

※八戸港へのシフト対象貨物に限る。

(2) 2023年八戸港利用実績

2023年八戸港取扱量合計	
b	(TEU)

(3) 2024年八戸港利用見込(実績)

2024年八戸港取扱量合計	
c	(TEU)

※下半期の見込取扱量を含む。

※シフト対象貨物以外も含む。

(4) 今年(2024年)八戸港へシフトする貨物の利用見込(実績)と補助対象取扱量の算出

区分	2024年1~6月 実績	2024年7~12月 見込(実績)	2024年シフト貨物対象取扱量算出(TEU)			
	輸 出	輸 出	輸出入計	前年比増加量 (c-b)	adeのいずれか小さい値 (上限100TEU)	
2024年シフト貨物 取扱量内訳 (aの貨物と 同一品目であること)			d	e	f	
	輸 入	輸 入				

(5) 上記シフト貨物(f)のうち、リーファー利用貨物の八戸港利用見込(実績)

区分	2024年1~6月 実績	2024年7~12月 見込(実績)	2024年リーファー取扱量合計	
2024年 リーファー取扱量	輸出入	輸出入	g	輸出入合計(上限100TEU)

(6) 補助金額算定

f	シフト貨物対象取扱量	× 20,000円	=	①	-	円(上限200万円)
g	リーファー取扱量	× 2,500円	=	②	-	円(上限25万円)
補助金額合計 ①+②					-	円(上限225万円)

(添付書類)

実績報告内訳明細書(別紙様式)

B/L等の写し(本年実績分)

本年実績分B/L等の写しを添付出来ない場合、貨物照会承諾書(別記第4号様式)

B/L等の写し(昨年他港利用実績分)

新規・シフト貨物利用促進事業費補助金(シフト貨物取扱荷主用)

記入例

セルが緑の箇所を入力すると自動計算され、(6)補助金額算定が表

事業計画(実績)書

(1) 2023年他港利用実績

2023年他港取扱量合計	
a	50
	(TEU)

※八戸港へのシフト対象貨物に限る。

(2) 2023年八戸港利用実績

2023年八戸港取扱量合計	
b	40
	(TEU)

(3) 2024年八戸港利用見込(実績)

2024年八戸港取扱量合計	
c	100
	(TEU)

※下半期の見込取扱量を含む。

※シフト対象貨物以外も含む。

前年他港利用取扱量がシフト貨物の上限になります

(4) 2024年八戸港へシフトする貨物の利用見込(実績)と補助対象取扱量の算出

区分	2024年1~6月実績		2024年7~12月見込(実績)		2024年シフト貨物対象取扱量算出(TEU)		
	輸出	輸出	輸出	輸出	輸出入計	前年比増加量(c-b)	adeのいずれか小さい値(上限100TEU)
2024年シフト貨物取扱量内訳 (aの貨物と同一品目であること)	15	30			d 80	e 60	f 50
	輸入	輸入					
	15	20					

fには「シフト貨物増加分」または「八戸港での前年比取扱総量の増加分」のいずれか少ない値が自動計算で入力されます

(5) 上記シフト貨物(f)のうち、リーファー利用貨物の八戸港

区分	2024年1~6月実績	2024年7~12月見込(実績)	2024年
2024年リーファー取扱量	輸出入	輸出入	輸出入合計(上限100TEU)
	3	4	g 7 (TEU)

(6) 補助金額算定

f	シフト貨物対象取扱量	50	× 20,000円 =	①	1,000,000	円 (上限200万円)
g	リーファー取扱量	7	× 2,500円 =	②	140,000	円 (上限25万円)
補助金額合計 ①+②					1,140,000	円 (上限225万円)

(添付書類)

交付申請書に記載する金額

実績報告内訳明細書(別紙様式)

B/L等の写し(本年実績分)

本年実績分B/L等の写しを添付出来ない場合、貨物照会承諾書(別記第4号様式)

B/L等の写し(昨年他港利用実績分)

実績報告内訳明細書

申請者(事業者)名:

2024年八戸港利用実績

	八戸港 入出港日	輸出入	リーファー 対象	B/L番号	コンテナ本数		TEU数	備考
					20FT	40FT		
例	2024/4/6	輸出	○	NSSLABCDE12F3456	1	2	5	
1							0	
2							0	
3							0	
4							0	
5							0	
6							0	
7							0	
8							0	
9							0	
10							0	
11							0	
12							0	
13							0	
14							0	
15							0	
16							0	
17							0	
18							0	
19							0	
20							0	
合 計							0	

※「入出港日」は、八戸港での入出港日を記載すること。(内航船の場合はその入出港日)

※1 B/Lにドライコンテナとリーファーコンテナが混在する場合は、行を分けて記載すること。

※混載コンテナ(1コンテナに複数B/Lが発行)の場合は、備考欄に「混載」と記載すること。

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

実績報告内訳明細書

申請者(事業者)名:

1/2枚目

(1)2023年他港利用実績

※2024年4月～2025年3月に八戸港へシフトした貨物のみご記入ください。他港利用実績を全て記入していただく必要はございません。

	利用港名	他港 入出港日	輸出入	品目	B/L番号	コンテナ本数		TEU数	備考
						20FT	40FT		
1								0	
2								0	
3								0	
4								0	
5								0	
6								0	
7								0	
8								0	
9								0	
10								0	
合 計						0	0	0	

(2)2023年八戸港利用実績

※昨年コンテナ補助金の交付を受けた申請者は記入していただく必要はございません。

	八戸港 入出港日	輸出入	B/L番号	コンテナ本数		TEU数	備考
				20FT	40FT		
1						0	
2						0	
3						0	
4						0	
5						0	
6						0	
7						0	
8						0	
9						0	
10						0	
合 計				0	0	0	

※「入出港日」は、八戸港での入出港日を記載すること。(内航船の場合はその入出港日)

※混載コンテナ(1コンテナに複数B/Lが発行)の場合は、備考欄に「混載」と記載すること。

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

実績報告内訳明細書

申請者(事業者)名:

2/2枚目

(3)2024年八戸港利用実績(シフト対象貨物以外を含むすべての輸出入)

	八戸港 入出港日	輸出入	シフト 対象	リーファー 対象	B/L番号	コンテナ本数		TEU数	備考
						20FT	40FT		
1								0	
2								0	
3								0	
4								0	
5								0	
6								0	
7								0	
8								0	
9								0	
10								0	
合 計						0	0	0	

※「入出港日」は、八戸港での入出港日を記載すること。(内航船の場合はその入出港日)

※1B/Lにドライコンテナとリーファーコンテナが混在する場合は、行を分けて記載すること。

※混載コンテナ(1コンテナに複数B/Lが発行)の場合は、備考欄に「混載」と記載すること。

※行が不足する場合は、適宜追加すること。

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
輸出入者 名 称
代表者職・氏名

補助金申請者に係る確認書

下記の者は、令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金交付要領第5条に基づき、申請者となり補助を受けようとする者であることを認めます。

記

申請者となる事業者

住 所

名 称

代表者職・氏名

担当者
部署名
氏 名
連絡先（電話・Eメール）

別記第4号様式（第2号様式に添付。ただし船荷証券（B/L）を添付している場合は不要。）

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

貨物照会承諾書

令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金について、補助要件等を確認するため、協議会が海運貨物取扱業者等関係者に照会することを承諾します。

担当者 部署名 氏 名 連絡先（電話・Eメール）

令和 年 月 日

（代表者氏名）様

八戸港国際物流拠点化推進協議会
会 長 印

令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、交付要領第6条の規定により通知します。

記

交付決定補助金額 金 _____ 円

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金
事業変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付で交付決定の通知を受けた令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、交付要領第7条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

※中止・廃止の場合は中止の期間又は廃止の時期を併せて記載すること。

添付書類

- （1）変更後の事業計画書（第2号様式）
- （2）その他会長が必要と認める書類

担当者 部署名 氏 名 連絡先（電話・Eメール）

令和 年 月 日

（申請者氏名）

八戸港国際物流拠点化推進協議会
会 長 印

**令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金に係る
補助事業の変更（中止・廃止）承認通知書**

令和 年 月 日付けで変更（中止・廃止）申請のあった新規・シフト貨物
利用促進事業費補助金について、交付要領第7条第2項の規定により下記のと
おり承認し通知します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）後の補助金交付決定額 円

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金事業完了（廃止）
実績報告書兼補助金請求書

令和 年 月 日付けで交付決定の通知を受けた令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金について、事業が完了（廃止）したので、交付要領第9条の規定により報告するとともに、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

※申請者と口座名義人が異なる場合には申請者の委任状を添付すること。

添付書類

- （1）事業実績書（別記第2号様式）
- （2）補助金申請者に係る確認書（別記第3号様式）（申請者がB/Lに記載のない最終荷主の場合に提出）
- （3）その他会長が必要と認める書類

担当者
部署名
氏 名
連絡先（電話・Eメール）

令和 年 月 日

（あて先）八戸港国際物流拠点化推進協議会 会長

住 所
申請者 名 称
代表者職・氏名

提出日を記載してください。

令和 6 年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金事業完了（廃止）
実績報告書兼補助金請求書

令和 年 月 日付けで交付決定の通知を受けた令和 6 年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金について、事業が完了（廃止）したので、交付要領第 9 条の規定により報告するとともに、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額 金 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名		本支店名	
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	(フリガナ)		

※申請者と口座名義人が異なる場合には申請者の委任状を添付すること。

添付書類

- (1) 事業実績書（別記第 2 号様式）
- (2) 補助金申請者に係る確認書（別記第 3 号様式）（申請者が B/L に記載のない最終荷主の場合に提出）
- (3) その他会長が必要と認める書類

担当者
部署名
氏名
連絡先（電話・Eメール）

令和 年 月 日

（海運貨物取扱業者等関係者）様

八戸港国際物流拠点化推進協議会
会 長 印

令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金に係る取扱貨物量の確認について（照会）

令和6年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金について、申請者からの申請及び実績報告の内容を確認するため、交付要領第10条の規定により照会します。

令和 年 月 日

（代表者職氏名） 様

八戸港国際物流拠点化推進協議会
会 長 印

令和 6 年度八戸港新規・シフト貨物利用促進事業費補助金確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった標記補助金については、下記のとおり確定したので、交付要領第 11 条の規定により通知します。

記

1 交付決定補助金額 金 円

2 確定補助金額 金 円

3 振込予定日 年 月 日（ ）